

## Q18 知的障害児の学校生活ではどのような問題があるのですか。

### (1) いじめ

普通学校に通う子どもの場合、まず、いじめの問題があります。

「ほかの子どもと比べて異なる特徴のあることがいじめのきっかけとなりやすいため、知的障害者はいじめを受けやすいといえます。ほかの子どもたちや保護者に、障害が特別なことではないと理解してもらうことが必要となります。」\*1、という指摘もあります。確かに子どもの自由にまかせるだけでは経験的、感覚的認識にとどまり、子ども自身が学校生活で抱えるストレスのはけ口として抵抗できない障害児がいじめの対象とされることがあります。他方、適切な対応の中で障害のある子を仲間として受け入れ、自然な形で障害者とのつきあいや配慮を学ぶ貴重な機会となるなど、学校や関わる教師・担任の姿勢によって、障害児がどのように受け入れられるか決まってくるといえるのではないのでしょうか。

### (2) 体罰

また、学校生活での問題としては、体罰があります。養護学校での体罰が明るみになり、裁判になったケースもあります。いじめについても言えることですが、知的障害児はすぐに周りの人に訴えることができないので、周囲の人間が子どもの様子に注意する必要があります。しかし、仮に本人が体罰を訴えたとしたも、「預かってもらっている」という気持ちから、保護者がなかなか学校に抗議できないという状況があります。また、裁判になっても、知的障害児本人の証言能力・供述の信用性が問題となります

### (3) その他の問題

#### 普通学級の問題点

障害のある子どもが通常学級で学習・生活していく場合の特別な教育ニーズについて、教育行政による条件整備や配慮は極めて不十分であるというのが現状です。この結果、現場の教師からの取り組みのないところでは、ただ通常学級に入れるだけになることがあります。これは、時に「投げ入れ統合」「ダンピング」とも呼称されるものであり、特別な教育的ニーズが保障されずに40人学級の中の1人として放置されると、時にクラスの中で単なる「お客さん」と化し、障害のある子ども本人が極度の緊張状態やストレスにさらされ、自らの障害に対し否定的な感情を抱きかねません。これは、障害児の教育保障の点から問題となるばかりでなく、このような現状の下では、障害のある子どもは、障害のない子どもから、同級の1人というよりも「異端者」扱いされかねず、ひいては「いじめ」などの権利侵害を招致することになります(上記(1)参照)。

また、無償教育であるはずの義務教育において、普通学校での就学に当たり、保護者が学校側からの特別の負担を強制されることも少なくありません。例えば、盲・ろう・養護学校就学奨励法によって、特殊教育諸学校に在籍する児童に保障されている様々な補助（金銭的な面も含め）が普通学校に就学した場合には保障されていません。これによって、同じ障害であっても特殊教育諸学校か普通学校かで親の負担に明確な格差が生じています。

#### 障害児学級・養護学校の問題点

障害児学級では、担当の教員が専門的な知識をもたず、対応の仕方がわからなかったり、全く異なる障害のある子を一緒にして障害に応じた教育がなされないという例があります。

養護学校では、過密化の問題や「総合養護学校」の名のもとに障害種別に関係なく子どもを集め、結果として教員の数を減少させるなどの合理化が行われたり、スクールバスに乗れないために家族が送り迎えできないと学校に通えない、あるいは愛知県の場合には養護学校に寄宿舎がないため、遠隔地の子どもは学校に行くことができないなど、教育を受ける権利が侵害されているという現実があります。また、寄宿舎生活・通学時間などのために地域の子どもたちと生活リズムが異なることや、学区が違うことから地域との密着性に欠けてしまうという問題、教育内容についても職業訓練・機能訓練を重視し普通教育の保障の点から問題がある、障害によって画一的であり個別のニーズに応えるものになっていない、という問題点もあります。

\*1 厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課監修「知的障害者の人権を守るために」  
38、39頁

#### 参考文献

\* 子どもの人権双書編集委員会企画 児玉勇二編「障害をもつ子どもたち」（明石書店）

\* 愛知県高等学校教職員組合障害児学校部「子どもたち、父母・教職員が告発する愛知の養護学校『過大・過密』」